国庫負担増額など国民健康保険制度の抜本的な改善を求める意見書（案）

国民健康保険制度は、国民の４人に１人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担っています。しかし、国保加入世帯の平均所得は本県において約６５万円、１人あたりの国保税は約８万４千円で、所得に対して１３％もの負担となっています。加入世帯の４割が年金生活者であり、「国保税が高すぎて払いきれない」「引き下げてほしい」という声は切実です。本県の滞納世帯は８万３千世帯で加入世帯の１８％を超えています。

政府は１９８４年の国保法改定で、定率国庫負担割合を引き下げるなど国保財政に対する国の責任を後退させました。

その結果、本県の国庫支出金割合は、当時の４６％から２０１５年度は２１％にまで下がる一方で、加入者１人当たり保険料は３万円台から９万円台へと上がりました。政府の試算でも、協会けんぽの１、３倍、組合健保の１、７倍です。

全国知事会などの地方団体は、政府にたいして国保の定率国庫負担の増額要望を続けています。２０１４年には、公費を１兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを求めました。

こうしたなか、本年４月から「国保の都道府県化」が実施されました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の国保税軽減をやめさせることです。収納対策の強化や病床削減、医療費削減などの実施状況を政府が”採点”して予算を重点配分する保険者努力支援制度も導入しました。これでは、ますます矛盾が拡大し、保険料値上げにつながります。自治体独自の負担軽減策の維持・拡充こそ図るべきです。

よって、政府においては、高すぎる国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げるため、「均等割」「平等割」を廃止し、１兆円の公費投入を行うこと。また、国による保険料の免除制度をつくること。無慈悲な保険証の取り上げや強権的な差し押さえをやめることを求めます。

以上、地方自治法９９条の規定により、意見書を提出する。

平成３０年　　月　　日

茨城県議会議長　　山　岡　恒　夫

（提出先）

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣